

2021年12月

いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション」

ご契約者様 各位

いちよし証券株式会社

いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション」
特定口座における投資一任契約に係る費用の取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正に伴い、特定口座において「いちよしファンドラップ口座」の契約に係る費用（料金：投資顧問報酬（固定・実績）＋口座管理料）を必要経費に算入できることが明確化され、2022年1月以降、譲渡損益と通算されることとなります。

なお、一般口座、特定口座（源泉徴収なし）をご選択のご契約者様は、料金を費用計上するためには、引き続き確定申告を行う必要があります。

本件に関するご質問等ございましたら、弊社担当アドバイザーまでお問い合わせください。
今後とも、弊社ならびに いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

※ご留意事項

2021年12月末までの投資一任契約に係る料金を費用計上するためには、これまでと同様に確定申告が必要となります。また、損失の繰越控除等の適用をうける場合も同様です。

以上